

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和3年度 第2回 芦屋市地域包括支援センター運営協議会
日時	令和4年3月22日(金) 13:30~15:00
場所	芦屋市役所分庁舎3階 会議室
出席者	会長 家高 将明 委員 酒井 真弓・椎森 正代・大森 永伊子・神田 信治 和田 周郎・谷 仁・山岸 吉広・村岡 由美子 玉木 由美子・中山 裕雅 欠席委員 川畑 香 関係機関 地域包括支援センター 芦屋市西山手地域包括支援センター 鈴木 珠子・木下 京子 芦屋市東山手地域包括支援センター 税所 篤哉・仲西 郁子 芦屋市精道地域包括支援センター 上田 利重子・田中 裕美 芦屋市潮見地域包括支援センター 増原 統・宮本 紘子 基幹的業務担当 針山 大輔
事務局	事務局 地域共生推進担当 吉川 里香 福祉部高齢介護課 浅野 理恵子・田尾 直裕 西田 祥平・西村 勇一郎
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者○人中○人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

- (1) 令和3年度地域包括支援センター事務ヒアリングの結果について
- (2) 芦屋市地域包括支援センター総合相談業務における終結定義について
- (3) 令和4年度地域包括支援センター活動計画について
- (4) その他  
(ア) 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業の委託要件の見直しについて

2 提出資料

- (1) 資料1 令和3年度地域包括支援センター事務ヒアリング結果について
- (2) 資料2 芦屋市地域包括支援センター総合相談業務における終結定義について
- (3) 資料3 令和4年度活動計画資料一式
- (4) その他 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業の委託要件

3 審議経過

## 開会

### (1) 令和3年度地域包括支援センター事務ヒアリングの結果について

(家高会長)

事務局より議事(1)、令和3年度地域包括支援センター事務ヒアリングの結果について、資料の説明をお願いします。

(事務局 西田)

資料1に沿ってご説明させていただきます。

1、事務調査の目的は芦屋市地域包括支援センターの適正な事業の運営確保・委託業務の評価です。

2、事務調査の実施方法は、まん延防止等重点措置の実施下であったため、最低限の地域支援包括センター職員と市担当職員によって、ヒアリングを主とする状況確認等を実施しております。

3、事務ヒアリング実施の根拠は、芦屋市地域支援包括センター業務委託契約の仕様書に基づいた事務調査の代替として実施しております。

4、事務調査の概要は、記載のとおりです。確認書類に記載のある書類を準備いただき、ヒアリングを行いました。確認事項(1)は、出席者は管理者、センター長、スーパーバイザー、予算決算担当者等より①人員体制について、②ケアプランについて、③認知症相談センターについて、④歳入・歳出執行状況について、⑤その他について、地域の特性、センターの特徴、総合事業に関することを、(2)は認知症地域支援推進員に関すること、(3)は介護予防に関すること、(4)市に対する要望についてヒアリングを行っております。

5、実施結果ですが、(1)人員体制は各センター、配置基準に不足なく、配置できております。相談件数は、昨年に比べ増加傾向で、相談内容の多様化で対応に時間がかかるケースが増えていますが、現在の人員配置で対応できています。介護予防支援事業所との連携は、各センター良好でした。災害時の体制も、各法人でマニュアル等作成済みで、対応について確認されています。(2)予防プランは、1人当たり55件から65件を担当されています。三職種の持つ指定介護予防支援及び総合事業は10件以内でした。事業所を選択する際は、必ずご本人が複数から選べるように対応しており、委託に関する公平性も保たれていました。(3)認知症相談センターとして、各センターチラシを作成し、地域のコンビニや商店に啓発しております。今年度は、呉川町の福祉センターのロビーで行われたパネル展で多くの方にチラシを取っていただけました。(4)介護予防事業では、地区によっては、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できない場合もあったが、定員どおりの参加人数であったとのこと。共通した課題は、活動の場所がないことですが、地域にあるマンション住民と関係性を築き、集会所を利用できるよう働きかけなど、試行錯誤しながら場所の開拓を進めていると確認できました。また、今年度は介護事業予防担当者同士で会議を開催し、自主グループ立ち上げの課題、モデルになる働きかけを共有されました。共通の課題として費用、リーダー不在、お金の管理などの課題があげられました。

以上のヒアリングで、地域包括支援センターの運営に関して、滞りなく運営できていることを確認することが出来ました。また、今年度出た課題については、来年度に生かしたいと思っております。

(家高会長)

委員の皆様、何かご質問、ご意見等ございますか。

(谷委員)

権利擁護支援センターは、地域包括支援センターと一緒に動くことが多い機関です。虐待の

対応の件数ですが、昨年度より約1.2倍増えています。家族全体の支援、養護者支援が進まない、といった困難ケースが多様化している中、負担が大きくなっていると思いますが、昨年度と比べて、負担が増しているところについてどのように聞き取りましたか。

(事務局 西田)

ヒアリングの中で相談内容についても確認し、特徴的だったのが、病院からの紹介が多かったことでした。病院からの相談は、家族を介して入る事が多いので、家族に話を聞き取り、本人に聞き取るまで労力や時間がかかり、負担があったと聞いています。虐待対応については、高齢介護課高齢福祉係長の田尾から特徴をお伝えいたします。

(事務局 田尾)

件数は増え続けており、芦屋警察からの通報の増加が件数増加につながっています。特徴は、コロナの影響では、養護者の娘や息子がテレワークなどにより、一緒に過ごす時間が増えたことで、いざこざが増えたりと、今まで起きなかったことがありました。皆さん、本当に時間をかけて、接触しにくい状況で、電話や訪問など繰り返していただいています。

(谷委員)

すごく負担が大きくなってないか、そういった意見が出てないかと気になりました。現在の人員体制で、不足することなく配置できているということですが、皆さんの負担が大きいという意見が出ていれば聞けたらと思いました。

(家高会長)

ヒアリングの中で、そのあたりの意見は上がっていたのでしょうか。

(事務局 西田)

各地域包括支援センター、ぎりぎりの中で、対応していると共通してご意見をいただいております。1年間通じて、現在の配置で何とか滞りなくやっていたので、人員配置の中で対応できているとしています。

ただ、総合相談件数の増加、多様化で、気持ちがすり減っているといったご意見もいただいておりますので、効率よく包括業務が回るように、一緒に考えたいと思っています。

(家高会長)

一点だけ聞かせていただいてもよろしいでしょうか。人員体制と二次的な意味になりますが、災害時の体制についても確認をしたということで、各法人マニュアル作成済みであると記載がされています。このマニュアルが、色々なものがあると思っておられて、各法人の中で防災マニュアルとしてつくられているのか、地域包括支援センターの中でのBCPとして作成されているのかという点。またマニュアルを作成していても、訓練してうまく機能できるようにBCMとしてマネジメントをしないといけないのですが、そのあたりヒアリングの中で、聞いている事項があれば教えてください。

(事務局 西田)

各地域包括支援センターでBCPは作成されていないことを確認しています。主に確認したのは、災害時に、誰が指揮を執って、誰が駆けつけられるのかを確認しました。

今後は、行政との連携を詳細に詰めなくてはならないと認識しています。また、他の工夫として、西山手地域包括支援センターでは、新型コロナウイルスの感染症対策としてグループ分けをして出勤することでリスク軽減し、緊急事態に備えていただいていると聞いています。

(家高会長)

業務が大変になってきている中、プラスアルファになりますが、感染症対策、自然災害のマニュアルも重要な問題ですので、情報共有し、充実していただけたらと思います。

では、ヒアリングの結果、適正に運営されていることが確認できましたので、次の議事に入ります。

## (2) 芦屋市地域包括支援センター総合相談業務における終結定義について

議事(2) 芦屋市地域包括支援センター総合相談業務における終結定義について事務局から説明をお願いします。

(事務局 西田)

芦屋市地域包括支援センター総合相談業務における終結定義が固まりましたので、ご報告します。

まず、総合相談の終結定義についてご説明させていただきます。厚生労働省は、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めることとされています。

さらに、地域包括支援センターの効果的な評価を通じて、地域包括支援センターの機能強化を進める目的で設定しております「地域包括支援センター運営状況調査票」に上記項目を設定しております。つまり、終結要件を定めることで、地域包括支援センターの機能強化にもつながると考えられています。

芦屋市地域包括支援センターの相談件数は増加し、対応困難な相談も増加しており、他の包括業務に時間充分に取ることで困難な状況となっています。

地域包括支援センターの総合相談業務は、窓口、電話で受けたらレベル分けをしており、一般的な問い合わせはレベル1、緊急対応が必要な相談はレベル4という形で、対応をしています。

総合相談の終結定義は、令和元年7月から支援センターと市で意見交換を始め、2年半の議論の末、終結定義が固まりました。

これまでの論点は、主に4点でした。1点目、なぜ終結定義が必要なのか、2点目、終結定義の意義は、3点目、終結にしても電話対応や会議へ出ないといけないのではないか、4点目、包括の役割はどこまでなのか、ケースのゴールはどこになるのか、について、議論してきました。

それぞれ、整理できた内容についてまとめています。

なぜ終結定義が必要なのか、については、事業評価と必要な機能強化が国から義務づけられたことがきっかけであると共有しています。

地域包括支援センターが創設以来、地域包括ケアシステム構築の中核的機関として期待されながらも、業務負担が過大であり、実情に応じた機能強化を図っていくことが必要である観点から、総合相談業務も終結定義を定めることで、少しでも整理され、対応効率がよくすることを目的とする。

終結定義の意義については、地域包括支援センター運営マニュアルには、地域包括支援センターは、継続的に直接支援を行うとは限りません。課題に対して、本人や家族をサポートする支援チームやインフォーマルな社会資源を複数つくり、本人等を支える支援体制を構築したら、そのチームに支援を引き渡していくことで終結となります。と記載されています。

こうなったら終結になる等ではなく、定義を決めることで、終結までの手順が明確化され、総合相談業務の負担減になると考えております。

終結にしても電話対応や会議へ出ないといけないのではないかという点については、対象はレベル3、4の対応困難ケースが対象となっています。終結の考え方として、最初の段階で課題を明確化し、課題の解決を意識する必要があります。

地域包括支援センターの役割はどこまでなのか、ケースのゴールはどこになるのかは、地域包括支援センターが単独で行う直接支援が、終了した時点だと整理しました。

これらを踏まえ、地域包括支援センターの対応が終了した時点で終結という考えを共有しました。

次に、対応終了に向けてフローも作成しました。課題の明確化を行い、行動計画を作成し、支援体制をつくり、出来上がった体制に引き継ぐことで対応が終了すると考えています。ただ、課題を明確化出来ない、支援拒否で行動計画をつくれぬ、体制をつくるにも資源がない場合には、外部も含んだS V（スーパーバイザー）に意見をもらい、地域ケア会議をプラットフォームにして、課題解決に向けて話し合いを進めるように考えています。

課題の明確化は、各地域包括支援センターの話し合いで定めた5つの項目を参考に、課題明確化に取り組みます。課題の明確化の後、アセスメントを行い行動計画を作成します。課題は何かを整理し、体制づくりに取り組み、その体制に引き継ぎを行う流れとなっています。しかし、既に懸念事項が出ており、課題を明確化できないときは、その後も直接支援が続いていくのではといった点、あるいは地域ケア会議を開く際も労力がかかっていると聞きますので、どうすれば負担なく会議を開き、支援体制づくりにつなげていけるのかが挙げられています。来年度以降、都度見直しを行い、改良を続けます。

なお、この終結定義は、令和4年度から芦屋市地域包括支援センター事業の運営方針に加えたいと考えています。

（家高会長）

この終結定義について、何かご意見、ご質問等ございますか。

私から個人的な意見、感じたことを述べさせていただきます。地域ケア会議を開催するには、関係者の方々に集まっていただき、また、日程調整をしなければならないということで、非常に負担が大きいというお話が出てきましたが、その点は、まさにそのとおりでなと思っています。

ただ、この終結定義が、地域包括支援センター単独で支援を行うのではなく、次の体制に引き継ぐことがポイントになってきており、次の体制をいかにつくるかがすごく大事なポイントになってきますので、地域自体の福祉力を底上げしていかないと、移行する先がない状況になりますので、福祉力を上げていこうと考えると、やはり地域ケア会議が有効な手段となると思います。集まって一緒に支援をし、その成功事例を積み上げて共有する。終了後に、良かった点や課題をフィードバックし、一緒に考えることの積み重ねがあつて、その地域の福祉力が向上していくと思っていますので、次年度以降、どうやったら効率的に地域ケア会議を開催できるのかについて、それぞれの地域包括支援センターの中で共有し、S Vの知見をもらいながら、ご検討いただけたらと思います。

（谷委員）

S Vの外部講師は、どういった方を活用されていますか。

（事務局 西田）

聞き取った限り現時点では、活用されていないので、外部も含めて検討いただければと思っています。

（事務局 吉川）

地域ケア会議、終結定義の枠以外では、権利擁護支援センターで、外部の方にS Vを頂戴する機会を設けていますし、生活困窮者自立相談支援事業でも外部の方にS Vをいただいています。

やはり、多問題複合ケースが終結しにくく、他機関のS V機能も活用いただいている現状ですが、それ以外で今後必要なS Vがあるかを地域包括支援センターと話し合いながら進めております。

（谷委員）

是非、当センターのS Vもご利用いただけたらと思います。

(山岸委員)

この終結の定義の議論の中で、地域の福祉力を高めるというお話がありました。社会福祉協議会では、地区の民生委員さん、福祉推進員さんに地域の見守り活動に取り組んでいただき、引き続き地域づくりを重点的に取り組みたいと思っております。また、来年度から始まる、重層的支援体制整備事業の中で、包括的な相談体制、地域づくり、参加支援の3つを一体的に取り組むことを予定しておりますが、その中で、重層的支援会議が位置づけられております。

1つの機関では課題解決が困難なケースを、多機関協働で支援体制をつくる仕組みづくりを、2年かけて取り組んでおります。解決困難なケースがある場合は、複数の支援者で対応する仕組みを芦屋市内でつくろうと思っておりますので、ぜひ地域包括支援センターの皆様も、どんどん相談してください。

(家高会長)

ぜひ、地域包括支援センターと社会福祉協議会で、連携をとって支援を展開していただけたらと思います。

### (3) 令和4年度地域包括支援センター活動計画について

(家高会長)

それでは、令和4年度地域包括支援センター活動計画について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 西田)

令和4年度の活動計画について、各地域包括支援センター、基幹的業務担当から報告いただきます。

それでは、西山手高齢者生活支援センターからお願いいたします。

(西山手高齢者生活支援センター)

令和4年度は、「つながり」や「連携の強化」をキーワードに、「持続可能な仕組みづくり」を重点的に取り組みたいと考えています。

基本的事項について、複合的な課題を抱えるケースが増加傾向にあり、判断根拠を明らかにし、情報共有や支援方針の決定を行う体制を整えています。

専門職の資質向上のため、継続して研修への参加を行い、内部で共有をしていきたいと考えています。

総合相談支援業務は、(5)－①につきまして、目標は地域から得た特性や実体から、地域高齢者の実体把握を行う具体的な活動として、地域の会議に参加、生活支援コーディネーターと連携を図り地域の状況を把握・分析をします。また(8)－①について、複合的課題を持つ世帯においても、支援ニーズを明確にし、迅速に必要な他機関との連携が重要と考えています。総合相談から支援ニーズを明らかにし、3の権利擁護業務や4の包括的、継続的ケアマネジメント支援業務へつなげたいと考えます。

(6)－②にあげた地域住民の声から地域課題を把握し、平時または災害時におけるセンターとしてのネットワーク構築に取り組みます。

権利擁護業務について、高齢者虐待マニュアルに沿って業務に当たり、民生委員等と連携を取り、虐待の早期発見につなげます。

包括的、継続的ケアマネジメントについて、東山手圏域で行われていた「つぼみの会」を令和4年度より西山手圏域も含む山手圏域に広げ、多職種連携体制を構築します。

また、東山手高齢者生活支援センターと共同開催している、民生委員とケアマネジャーの交流会を、継続して開催したいと思っております。

最後の介護予防について、体操教室の実施だけではなく、介護予防や社会参加を目的とした場の企画、運営、活動支援を行いたいと考えています。

特に、これまで地域特性がハードルとなっている奥池地域では、地域特性を把握、分析した上で、普及啓発や継続した関わり、自主グループを推進する人材の発掘や育成を行います。地域づくりには、介護予防事業担当者、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員及び三職種が、定期的にミーティングをおこなうことで、連携協働し普及・啓発を行ってまいります。

(東山手高齢者生活支援センター)

東山手の活動計画について計画書に沿ってお話をさせていただきます。

基本的事項は、職員の資質向上を図る目的で、併設の居宅との連携を強め、月1回、合同での事例検討会を計画しています。

基本的事項1については、目標として、公正中立な運営とセンター内での適切な評価ができるとし、具体的活動を、定期的な運営基準などの確認と特定の事業所に偏りがないかを名簿で確認を行うこととしております。

総合相談支援業務は、マンションへの訪問や個別の巡回活動に力を入れてきましたが、今年度も引き続き、積極的に地域に出ていこうと考えています。その中で、災害への対策に目を向け、圏域の災害への取組みの把握に努め、地域支え合い推進委員と協働し、地域の関係機関との連携をより一層図れるようにしたいと思います。

イチオシの活動として、コロナ禍でも継続して開催できている「さくらカフェ」を、認知症の人とその家族の身近な居場所、地域との交流場所として周知していくことに力を入れていきたいと考えています。従来、隔月1回の開催でしたが、地域に周知をされない課題が明確になり、今年に入って、試行的に毎月1回の開催を試みています。当初より運営に関わってくれている「ひとり一役ワーカー」に加え、センターと交流のある地域の高校や大学のボランティア部と協働し、当事者自身が話をできる場、より多くの人が関われる場として、地域住民や地域の高齢者の交流の場となるように、毎週開催を目指して準備を進めています。

権利擁護業務について、地域住民に向けて、消費者被害等の情報発信がよりタイムリーにできるように、SNSの利用や掲示板を利用して素早く発信ができるようにと考えています。また、総合相談業務の中から高齢者の判断能力を把握し、必要に応じて成年後見制度等の社会資源につなぐことを目標とし、具体策は、権利擁護支援センターや社会福祉協議会との連携による支援がタイムリーに行えるように、より小まめに情報交換と共有を行うとしております。

包括的、継続的ケアマネジメント支援業務について、東山手圏域の多職種連携「つばみの会」の活動を西山手圏域に拡大し、山手圏域の関係機関の連携促進を図っていきたくと考えております。また、今年度から開始したニュースレターの発行も継続し、センターの活動を発信したいと考えています。

介護予防事業について、さわやか教室からの自主グループ支援も順調に進んでいます。来年度は、具体的な数値目標を上げて取り組んでいきたいと考えております。地域の高齢者の社会参加の場をつくっていきたくと考えています。

(精道高齢者生活支援センター)

精道高齢者生活支援センターです。コロナで自粛するうちに、転倒骨折、認知症の進行、遠方から高齢者の家族を引き取るといった相談が増えています。

令和2年度に比べ、約2割増しのペースで新規相談件数が増加しています。

増えていく相談に対応するには、電話や来所での初回相談時に情報収集をして、スクリーニングを的確に行い、アセスメント力を向上が欠かせないと考えています。

今年度は、退院連携が課題でしたので、連携を重ねたいと考えています。複合多問題があるケースは8050のケース対応が多かったため、重層的支援、地域ケア会議につなげ、多機関で協

働するイメージを持って取り組んでいます。

また、継続して行っている個別スーパービジョン、グループスーパービジョン、研修参加を行って、資質向上を図ります。朝のミーティング、三職種ミーティングで日々の相談対応の共有だけではなく、実践課題を見つめる時間にもしていきます。

今回のイチオシ活動は、介護予防ケアマネジメント業務（13）－①であげている地域の小集団に対して介護予防の普及啓発を図り、自主活動につなげていくことです。これまでは、福祉センターで介護予防教室を開くことが多かったのですが、来年度はマンションの自治会やサークルなどに働きかけ、介護予防の普及啓発、自主グループに育つようにと考えています。その中で、個別の住民支援ネットワークに発展していくことも狙っております。

今年度、認知症のケースの個別支援ネットワークをつくる過程で関わったボランティアさんが、自身の地域で、気になる方と体操教室を開催し、支援の輪を広げたいとの相談をいただきました。来年度、実現予定となっています。

（潮見高齢者生活支援センター）

潮見から次年度の活動計画を発表します。

イチオシキーワードは、「年代、分野、エリアを越えた地域づくり」です。具体的には、芦屋浜の自治連合会との、「福祉のまちづくりプロジェクト」という会議体を一緒に作り上げています。

陽光町では、再来年度のまち開き25周年に向けて、県営と市営住宅の自治会共同でイベントを企画しています。

海洋町、南浜町ではセンターの周知啓発活動、自治会防災関係者との関係づくりを念頭に西山手高齢者生活支援センターと一緒に取り組む予定です。

三職種ミーティングを活用し、地域の動きを把握していきます。2番の総合相談支援業務では、「福祉のまちづくりプロジェクト」で住民さん向けのアンケートを取ったり、市内事業者向けにヒアリングなどの結果を基に、課題について分析し課題解決に向けて取り組みます。

権利擁護業務について、センター内で速やかな情報共有を行っていきます。また、継続して権利擁護支援センター、社会福祉協議会と連携しながら制度の充実を図り、消費者被害については、各圏域の情報共有、被害拡大防止のチラシ配布や普及啓発活動を行います。

包括的・継続的ケアマネジメントは、一番の肝になると考えており、地域住民と専門職の協働に力を入れて取り組みます。

（基幹的業務担当）

基幹的業務担当の令和4年度活動計画、キーワードは2つです。1つは「見える化」、もう一つは「振り返り」としました。

まず、「見える化」ですが、終結定義が定まりましたので、どれぐらいの数が終結していくのか、その事例がどんなもので、どんなプロセスなのかを見ていきたいと思っています。また、新規相談をより予防的にキャッチしていくことが重要な課題であり、フレイルの相談を増やすために、4センターが日々記録出来るよう、月報・相談受付表を改定し見える化していきます。

複合多問題、多機関と協力して、世帯まるごと支援しなければならない事例が重層的支援体制整備事業で出てきますが、地域ケア会議を通して出てくるのか、はたまた別の形なのか、一番効果的な仕組みをつくっていくことにも取り組む予定です。

あと一つ、取り組みたいことが(8)相談受付のスキル、(3)(4)新入職員の研修によるスキルアップです。地域包括支援センター職員に期待されている地域包括支援センター像を明らかにしていくことに取り組むたいと思っています。

振り返りですが、各地域包括支援センターが取り組んだことを運営協議会の委員の皆さんなど、関わる方々にお伝えいと思っています。2-(8)に関係すると思っています。

イチオシ活動は、4-(12)ケアマネジャーへの支援はとても重要で、事例検討会2回開催しました。対人援助職は振り返りを基盤にして、内的学習によってスキルアップするものだとも思っており、その機会をつくることに継続して取り組みたいと思っています。

(家高会長)

それぞれの地域包括支援センターと基幹的業務担当から次年度の活動計画をご報告いただきました。委員の皆様からご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。民政児童委員協議会からご参加の村岡委員いかがでしょうか。ご質問、ご意見、どんなことでも結構です。

(村岡委員)

支援状況を教えていただき、活動がすごく活発化されているのはすごくうれしいですが、潮見地域としては、なかなか地域包括支援センターと一緒に活動が進んでいない現状です。精道地域などは、以前から一緒に、密になって様々な計画を立てて、行っていると聞いていますが、潮見地域ではなかなかできない状況なので、うらやましいところがあります。もっと自治会等に参加することが必要かと思ひ、地域包括支援センターと連携をもう少し持ちたいなと思っています。

コロナ禍で動きも取れず、民生委員も人数が減っている状態ですが皆さんの協力体制をもっと知りたいなと思っています。

(家高会長)

活動状況が、それぞれの地域によって異なっているということですが、情報共有と連携を図っていただけたらと思います。

(大森委員)

私は母が地域包括支援センターですごくお世話になり、そこから権利擁護支援者養成研修を受けさせていただいて、母のために何かできないか考えていました。

そういうときに、専門的で的確なアドバイスをいただけるより前に、感情的なものとか、助けてほしいときに、地域包括支援センターにすごくお世話になったと思っています。

私が市民委員を応募させていただいたのは、専門的ではなく、同じ目線で話ができる場ができればいいなと思ったからです。初期相談の対応では、私は専門的な職業ではないですし、自分の経験でしか言えないですが、皆さんに何かできることがあればと思うので、交流がある際には自分も頑張れると思うのでよろしくをお願いします。

(家高会長)

先ほどのお話に、2点ポイントがあったのかなと思います。やはり困っている方ほど、相談しづらい環境があると思いますので、そうした状況をどう打破していくのか考え続けていくことが大切だという点。あと、専門職、専門機関での支援だけではなく、やはりピア、当事者の方々の働きかけも活用していく、そうした点へ目を向けて行くことも非常に重要だと再確認させていただいたかと思っておりますので、次年度もそうした点をより一層意識して取り組んでいただけたらと思っております。

椎森委員はいかがでしょう。

(椎森委員)

以前、福祉推進委員をさせていただいたのですが、周りの人とそんなに関わりもなく、今回の資料を読ませてもらっても、両親が亡くなっていることもあり、よく分らない点があります。私が高齢になれば関わりがあることですが、まだ関わりのない方へ、こういう会が傍聴できることを、アピールしたらいいと思います。

(家高会長)

取組みの周知を行っていくことと、一般の市民の方々に分りやすく取組みを説明していくこと。そのあたりがないと、なかなか地域の方々の協力を得られない部分もあると思いますので重要な点だと思います。今まで、地域包括支援センターもずっと課題にして取り組まれてき

ていると思いますが、今後も、これまでの反省も踏まえた上で、より良い取組みにつなげていただけたらと思っています。

(神田委員)

各報告の中で、4番の包括的、継続的ケアマネジメントが、私たちケアマネジャーとより接点があるところとっております。基幹的業務担当が言われました、12番「芦屋市対人援助育成システムの研修会」の開催に関しては、友の会の主任ケアマネジャーも一緒に活動させていただく予定になっています。

私たち自身、スキルアップをしていくことで福祉力を高め、地域として福祉力を高めていくことができている反面、コロナ禍になって、ケアマネジャー同士の顔が見えないといった状況で、つながりがだいぶ希薄になってきたと思っています。

その中で、小項目の(ネ)、介護支援専門業者ネットワークもあるのですが、私たち友の会もありますし、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーさんや、専門職の方、事業者連絡会等々もありますので、そこのつながりでもう少し協働できる部分があってもいいのかなと思っています。

また、ケアマネジャー同士はなかなか人の仕事が見えないので、地域包括支援センターから見て、私たちの仕事ぶりがどうかも、客観的に見ていただけるのかなと思ったりもしています。最近では、ケアマネジャーの質について声が上がるとちらほら聞いておりますので、そこは真摯に受けとめながら、皆さんと協力してすすめて行きたいと思っています。

(家高会長)

ぜひ、ケアマネジャーの連絡会と地域包括支援センターで連携をとっていただき、取組みを進めていただけたらと思います。

(玉木委員)

日々のお仕事に加えて、このような文字に起こすお仕事もあり、たくさんの会議やミーティングもあり、本当にこれで一番大事な一番困っている人へのケアに、人手や時間が十分に割けているのか心配になるほどです。

しかし、このように研修やミーティングをして資質を磨かないと、福祉を受けるほうも、十分な対応をしていただけないというジレンマがあります。先ほど、大森委員がおっしゃっていましたが、自分の気持ちを聞いてもらう、そのスタートのところから、そういう窓口も必要じゃないかと。家族の会でもそういう場もあるのですが、それも月1回です。朝日ヶ丘の「さくらカフェ」も月1回で、いつでも自分が煮詰まったときに、あそこへ行って話を聞いてもらえ、いつでも開いているよ。毎日は無理かもしれないけど、週に2回ぐらいは開いているよという場所が、どこかにあればいいなというのは、私が介護中にも思っていたことです。そういうことも、将来的には考えていただけたらなと思っています。

(酒井委員)

この2年間、各地域包括支援センターの活動内容や状況を聞かせてもらい、すごく勉強になったと思います。実際、訪問看護としては、サービスの依頼がない限り、地域の方に出会えないところがあるのが一点と、私自身、この2年間、ずっと在宅のコロナ陽性者の方に訪問をしていました。特に思うのが、高齢者の方のほとんどが医療機関にかかってない現状があって、そこでフレイルになっている方も多くいらっしゃるの、そういった方を、地域包括支援センターで見えていただいた上で、依頼をいただければ一番ありがたいなと思いました。

#### (4) その他

(ア) 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業の委託要件の見直しについて

(家高会長)

その他に関して、事務局から何かございますか。

(事務局 西田)

指定介護予防支援事業及び第一号介護予防支援事業の委託要件についての見直しを、図っていくことをご報告させていただきます。要支援1、2の方は、基本的に地域包括支援センターのケアマネジャーがケアプランを作成していますが、一部居宅介護支援事業所に委託をして、ケアマネジメントを行っている状況です。ヒアリングでもありましたが、委託をするのが難しい状況になっております。

様々な要因があるのですが、委託を受けていただけない状況から地域包括支援センターの担当件数が増加しているという問題がございます。

委託の要件での事業者に関する事で、芦屋市内で1年以上継続して居宅介護支援事業を行っていることと、一定期間の芦屋市での実績がある事業所へ委託をするルールを定めていますが、介護保険制度が始まって年月が経っていますし、ケアマネジャー、事業所ともに、質の向上がすすんでいる状況と思いますので、来年度以降、これについて緩和できるのかを、事業所、ケアマネジャーに聞き取りを行って、委託をしてもサービスの質がしたことによって保たれるのであれば、要件を撤廃し、スムーズな委託が実現できるようにと考えています。来年度以降、地域包括支援センターと協力し、見直しをしたいと思っております。見直しがあった場合は、来年度以降の運営協議会でご報告させていただきます。

(家高会長)

報告ということで、次年度、見直しについての検討を進めていくということでした。

4つの議題、全て終了いたしましたので、閉会に移りたいと思います。

事務局から、よろしく願いいたします。

(事務局 吉川)

本日は皆様、さまざまにご協議、ご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。委員の皆様におかれましては、任期が2年間で、本日の会を持って任期の終了となってございます。2年間、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

最後になりますが、家高会長より、任期満了に当たり、ご挨拶とまとめで、一言いただけましたらと思いますので、よろしく願いいたします。

(家高会長)

委員の皆様におかれましては、本日も円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。先ほど、事務局からもお話がございましたように、今回をもって委員の2年間の任期が満了になるということです。私の場合は、2年間会長という役を仰せつかりまして、それに取り組んでまいりました。至らぬ点多々あったかと思えます。しかしながら、2年間の任期を無事に終えることができたのも、委員の皆様の御協力あつてのことと思っておりますので、この場をお借りして、お礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

簡単にはなりますが、私の挨拶と言いますか、これで終わりたいと思います。

これで議事等も終了いたしましたので、今年度の地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきたいと思えます。委員の皆様におかれましては、ありがとうございました。

閉会